

平成27年4月

建設工事入札参加者 各位

小林市総務部 管財課

公共工事における施工体制台帳の作成等の義務化について

「建設業法等の一部を改正する法律」が平成27年4月1日に施行されました。

これまで、公共工事を受注した建設業者が下請契約を締結する場合、施工体制を把握するための施工体制台帳並びに施工体系図の作成義務は、下請金額が3,000万円以上（建築一式工事の場合は4,500万円以上）となる工事が対象でしたが、平成27年4月1日以降に契約を締結した公共工事（小林市発注工事）において、下請契約を締結する場合は、下請金額にかかわらず、施工体制台帳並びに施工体系図の作成等が義務付けられますのでお知らせします。

※ 詳細については、「国土交通省ホームページ」でご確認ください。

（ 検索サイトで「建設業法改正」で検索 ）

《問い合わせ先》

小林市総務部 管財課 契約管理グループ TEL0984-23-8124（直通）